

入札説明書

沖縄県中部保健所が発注する次の一般競争入札については、関係法令に定めることのほか、この入札説明書によるものとする。

入札件名	中部保健所・中部福祉事務所棟清掃業務委託
------	----------------------

目次

1	案件概要、入札日程、問い合わせ先	----- p1
2	入札参加資格確認申請方法	----- p1
3	入札等に関する質問・回答	----- p2
4	入札保証金に関する事項	----- p3
5	入札方法	----- p4
6	契約保証金に関する事項及び契約方法	----- p4
7	配布資料	----- p5
8	その他留意事項	----- p5

1 案件概要、入札日程、問い合わせ先

1. 1 公告日 令和8年3月5日

1. 2 入札に付する事項

業務名 中部保健所・中部福祉事務所棟清掃業務委託
履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
履行場所 中部保健所・中部福祉事務所棟庁舎内
業務内容 別紙仕様書のとおり

1. 3 発注方式・入札方法

単体・一般競争入札（事前審査）・紙入札

1. 4 入札日程

事項	日時	担当班
公告	令和8年3月5日（木）	総務企画班
入札参加資格確認申請	令和8年3月12日（木）17:00まで	（以下同じ）
入札参加資格確認結果通知	令和8年3月16日（月）予定	
仕様書等に関する質問受付	令和8年3月18日（水）15:00まで	
仕様書等に関する質問回答	令和8年3月19日（木）予定	
入札保証金の確認	令和8年3月24日（火）15:00まで	
入札・開札	令和8年3月25日（水）10:00	

1. 5 入札事務を担当する部局等の名称及び所在地

沖縄県中部保健所 総務企画班 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-28
電話番号 098-938-9886 F A X 番号 098-938-9779

2 入札参加資格確認申請方法

2. 1 入札に参加する者に必要な資格

入札公告2（1）に記載のとおり

2. 2 入札に参加することができない者

入札公告2（2）に記載のとおり

2. 3 入札参加資格確認の申請方法

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を郵送又は持参により1. 5に掲げる場所に提出すること。

（1）申請書等

ア 一般競争入札参加資格確認申請書【第1号様式】 1部

イ 沖縄県庁舎清掃等委託契約に係る一般競争入札参加者に関する規程（平成8年沖縄県告示第130号）に基づく資格審査結果通知書の写し 1部

ウ 沖縄県内に本社がない場合は、支店、営業所の所在地が記載された登記事項証明書

- 1 部
エ 契約実績表【第2号様式】 1 部

(2) 受付期間

公告の日から令和8年3月12日(木曜日)まで(土曜日、日曜日、休日を除く。)の9:00から17:00まで

2. 4 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年3月16日(月曜日)までに電話又はFAXにより通知する。

2. 5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を確認した日から令和8年3月31日(火曜日)までとする。

2. 6 入札参加資格申請事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届出を提出しなければならない。

- ア 商号又は名称
- イ 住所又は所在地、及び電話番号
- ウ 代表者の氏名
- エ 使用印鑑

2. 7 入札参加資格の取消

入札参加資格を有する者が、入札公告2(2)に掲げる各号のいずれかの者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。また、入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

2. 8 入札参加資格がない理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、以下により書面によって説明を求められることができる。

(1) 提出期限

入札参加資格の確認結果通知を行った日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日、休日を除く。)とする。

(2) 提出方法

書面(様式自由)を提出場所へ持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

2. 9 入札辞退

入札参加資格の確認後に都合により入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届を提出すること。

3 入札等に関する質問・回答

3. 1 入札説明会及び現場説明会は実施しない。

3. 2 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に対する質問及び回答は、以下により行う。質問がない場合は、書面の提出は要しない。

(1) 質問書の提出期限

令和8年3月18日（水曜日）15:00まで

(2) 質問書の提出方法

F A Xにより提出すること

(3) 質問に対する回答の閲覧期間

令和8年3月19日（木曜日）から令和8年3月24日（火曜日）17:00まで

(4) 回答の閲覧場所

1. 5に掲げる場所及び沖縄県のホームページ（公募・入札発注情報）に掲載する。

4 入札保証金に関する事項

4. 1 入札保証金の額

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条第1項の規定により、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。

4. 2 入札保証金が免除となる場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金が免除されるので、入札日の前日までに確認書類を提出すること。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証する書類を提出するとき

4. 3 入札保証金を現金で納付する場合

入札保証金を現金で納付する場合は、令和8年3月18日（水曜日）15:00までに以下の書類を提出し、納入通知書の交付を受けること。また、金融機関での入札保証金の納付後は、領収済み通知書の写しを令和8年3月24日（火曜日）15:00までに1. 5に掲げる場所に提示すること。

ア 債務者登録票【第3号様式】

イ 入札保証金納付書発行依頼書【第4号様式】

4. 4 落札者とならなかったときの入札保証金の取扱

落札者とならなかった者の納付した入札保証金は還付するので、入札保証金払戻請求書【第5号様式】を提出すること。

4. 5 落札者となったときの入札保証金の取扱

落札者となった者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当することがある。

4. 6 落札者が契約を締結しないときの入札保証金の取扱

落札者となった者が契約を締結しないときは、当該入札保証金は沖縄県に帰属する。入札保証金を免除された者が落札者となり、契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額の100分の5を沖縄県に納付しなければならない。

5 入札方法

5. 1 入札、開札日時及び場所 入札公告5に記載のとおり

5. 2 入札書の提出方法

入札書は直接持参すること。郵送、電報及び電送による入札は認めない。

5. 3 入札の無効 入札公告7に記載のとおり

5. 4 落札者の決定の方法 入札公告9に記載のとおり。

5. 5 再入札

(1) 落札者がいないときは、直ちに再入札を行う。

(2) 無効入札を行った者は、再入札に参加することはできない(ただし、入札公告7(4)及び(5)該当するときを除く。)

(3) 最低制限価格を下回る入札を行った者は失格となり、再入札に参加することはできない。

(4) 入札は、再入札を含めて計3回までとする。

(5) 再入札を行っても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

5. 6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 7 入札及び開札の立会等 本項削除

6 契約保証金に関する事項及び契約方法

6. 1 契約保証金の納付

落札者は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は納付を免除する。

6. 2 契約締結の時期

落札者は、落札の決定後7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当

者が特に指示したときはこの限りでない。

7 配布資料

- (1) 一般競争入札公告
- (2) 入札説明書（本書）
- (3) 仕様書及び図面
- (4) 契約書（案）
- (5) 一般競争入札関係様式

8 その他留意事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 入札公告11に記載のとおり
- (2) 本入札に係る資料の取扱
 - ア 申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
 - イ 契約担当者は、入札参加資格の確認以外の目的で申請書等を使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 入札参加者の遵守事項
 - 入札参加にあたっては、配付資料を熟読した上で臨むこと。